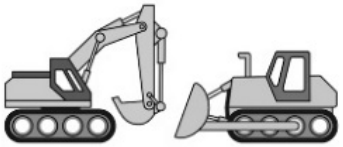
大型特殊自動車にかかる固定資産税（償却資産）について

○　大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベルなど）は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

- 大型特殊自動車には自動車税はかかりませんが、運輸支局でのナンバー登録の有無にかかわらず、固定資産税が課税されます。
- 取得された翌年の１月中に京都市へ固定資産税（償却資産）の申告を行ってください（地方税法第３８３条）。
- なお、特殊自動車は、規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分され、小型特殊自動車は軽自動車税、大型特殊自動車は固定資産税（償却資産）が課税されます。



＜京都市の担当窓口＞

対象車両	課税される税金	申告窓口	
小型特殊自動車	軽自動車税	軽自動車税事務所	TEL：075-213-5467
大型特殊自動車	固定資産税（償却資産）	法人諸税室（償却資産担当）	TEL：075-222-3170

※　小型特殊自動車は、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税事務所で登録のうえ、ナンバープレートの交付を受けてください。固定資産税（償却資産）の申告は不要です。

＜大型特殊自動車のナンバープレートの「分類番号」＞

- 運輸支局において、大型特殊自動車をナンバー登録している場合、次の区分により「分類番号」が異なります。

区　　分	分類番号
建設機械に該当するもの（０ナンバー）	「0」、「00～09」、「000～099」、「00A～09Z」、「0A0～0Z9」、「0AA～0ZZ」
建設機械以外のもの　　（９ナンバー）	「9」、「90～99」、「900～999」、「90A～99Z」、「9A0～9Z9」、「9AA～9ZZ」

（例）　　分類番号



建設機械　　建設機械以外

＜大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分（道路運送車両法施行規則第２条別表第１）＞

種　類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車	小型特殊自動車
一般用 ・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に１つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ①　最高速度が 15km/h を超える ②　長さが 4.7m を超える ③　幅が 1.7m を超える ④　高さが 2.8m を超える	次の項目に全て該当する場合は、小型特殊自動車です。 ①　最高速度が 15km/h 以下 ②　長さが 4.7m 以下 ③　幅が 1.7m 以下 ④　高さが 2.8m 以下
農耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が 35km/h 以上	最高速度が 35km/h 未満
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車	－

※　農耕作業用の特殊自動車は、最高速度のみで判別されます。

地方税法（抄）

（固定資産の申告）

第３８３条　固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（略）は、総務省令の定めるところによって、毎年１月１日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を１月３１日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

京都市市税事務所法人諸税室（償却資産担当）
〒６０４－８５７１　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
京都市役所　分庁舎地下１階
ＴＥＬ：０７５－２２２－３１７０